

15.10.18  
579

見し事、會見申込の事項は解雇開場の理由を聞く為めに専務取締役に向  
會を求むといふだけのことも有り、會社は既に第一項にも述べた通り、次第に  
人只を水たけのことから専務は病中心はあり、面會せぬと答へて上げました。  
四、此状態を長くすれば短くすれば諸君の申考へへにあること、思ひます。  
只誤解は前途を危くすれば恐らくあると思ひますから念の為めに又申考  
考の為めに以上のことを申上げたいと思ひます。  
諸君は各自深く申考の上、是非を確らまじ申考あらんことを祈ります

大正十五年九月二十六日

機大 櫻田 機械製造所  
會社

傍秋等六二二大端

大正十五年十月六日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 浜口 雄 幸 殿  
社會局長 官長 岡 隆 一 郎 殿  
神奈川千葉埼玉各縣知事 殿

株式會社 櫻田 機械製造所 工場閉鎖ニ関スル件  
(第六報)

標記工場閉鎖後ノ状況左ノ通り

一 争議團ノ行動

工場閉鎖後既二一ヶ月以上ヲ経過スルモ未ク解決セ